

第42回新型コロナウイルス感染症対策本部会議 議事概要

1. 開催年月日 令和3年9月29日(水)
2. 時 間 午後5時15分～午後6時5分
3. 場 所 全員協議会室
4. 出席者 市長・副市長・教育長・企画部長・総務部長・市民生活部長・
環境経済部長・都市整備部長・福祉部長・こども支援部長・
健康推進部長・危機管理監・上下水道部長・議会事務局長・
教育部長・入間消防署消防管理課長
5. 事務局 秘書課 田口参事兼課長
広報課 林田課長
人事課 荻野参事兼課長
危機管理課 藤田課長、根本主幹、川村主査
昼間健康推進部次長
中村健康福祉センター所長
地域保健課 須田副参事、吉川主幹
健康管理課 須田課長、吉田主幹

6. 議事概要

(1) 国内及び県内の発生状況について（資料1参照）

- ・9月28日現在の感染状況

国内 1,691,863人 県内 114,424人 市内 1,915人

(2) 県における10月1日以降の段階的緩和措置等について

- ・埼玉県を対象とした緊急事態宣言は9月30日をもって解除されるが、県としては、当面、10月24日まで段階的緩和措置等を実施する。なお、イベントの開催制限は10月30日までを制限期間とする。
- ・県民に対する要請として、外出については混雑する場所や時間を避けて少人数で行動し、特に午後9時以降は自粛すること。また、帰省や旅行等の県境を越えての移動に際しては、基本的な感染防止策を徹底することを求める。
- ・飲食店の営業時間の規制を緩和するものの、「彩の国『新しい生活様式』安心宣言飲食店＋(プラス)」の認証店と非認証店で営業時間や酒類の提供の可否に違いを設け、非認証店には速やかに認証を取得するよう推奨する。また、劇場や商業施設の営業時間は午後9時までとする。
- ・県主催イベント等は徹底した感染対策を講じることを条件に開催する。
- ・屋内県有施設は、営業時間の短縮及び人数上限等を受ける施設と同様の対応を要請

する。なお、宿泊施設は当面休暇とする。

(3) 入間市の対応について

- ・市主催イベントについては、「入間市主催イベント等の開催における新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドライン」を遵守する。
- ・市内公共施設の利用については、次のとおりとする。
 - ① 原則、県の対応に準じる。
 - ② 施設の利用人数は10月30日まで定員の50%を上限とすることを継続する。
 - ③ 夜間利用可能施設は午後9時までの利用とする。
 - ④ 施設利用中の飲食・シャワーは使用は禁止する。
 - ⑤ 徹底した感染防止対策を継続する。
 - ⑥ 新規利用予約の受付を開始する。ただし、感染状況が悪化した場合は予約を取り消すこともある。

(4) 新型コロナウイルス感染症緊急対策事業の提案について

- ・新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した、緊急対策事業を希望する部署は10月1日までに危機管理課新型コロナウイルス感染症対策担当まで申し出ること。

(5) その他

※各部長からの報告等

- ・最近の相談状況を踏まえ、新型コロナウイルス感染症臨時相談窓口は、最近の相談内容から9月30日をもって休止とし、問合せ先をコールセンターに一本化する。
- ・10月1日（金曜日）12時30分より、市内在住の中高校生（12歳以上の小学生含む）を対象とした臨時予約枠を公開する。
- ・突然のキャンセル等が発生した場合に接種ができるよう、ワクチン未接種の方を対象にキャンセル待ちリストへの登録を開始した。
- ・ワクチンの追加接種について、概ね2回目の接種から8ヶ月を経過した方を対象に1回（3回目）の追加接種の実施が国から示された。詳細については今後示される予定である。
- ・10月1日から中学校の部活動は県通知に基づき、平日週4日以内、1回あたりの活動時間は2時間以内とする。なお、10月16日からは土日も含めた通常の部活動とする。また、社会教育施設の開館時間を10月1日から最長午後9時までとする。
- ・9月28日時点で入間第一ホテルの宿泊療養者は20人、県内14の宿泊療養施設全体では263人である。9月中旬頃までは600人を超えており、現在は減少している。

- ・本日の 13 時現在で自宅療養者の支援事業の申請件数は 85 件である。その内訳は、パルスオキシメーターの貸出し 64 件、配食サービス 71 件（計 135 件）である。申請件数の 85 件を上回るが両事業を同時に申請された方がいる。
- ・災害協定を締結している大塚製薬からシャーベット状にして飲むポカリスエット 360 個の提供を受けた。今後、配食サービスに活用していく。
- ・広報いるま号外（第 18 号）を 10 月 6 日から配布する。
- ・老人福祉センターについては、お風呂、カラオケ、囲碁将棋、送迎バスの利用の中止を継続する等、緊急事態宣言期間前と同様の扱いとする。老人憩いの家も緊急事態宣言期間前と同様の扱いとする。
- ・新型コロナに関する救急搬送は、消防局全体で 8 月は 397 件、9 月は 27 日現在 66 件である。入間消防署管内は 8 月は 53 件、9 月は 27 日現在 10 件であり、救急搬送も減少している。